

四国横断自動車道 斜面对策技術検討委員会 委員会規約（案）

（名 称）

第1条 本委員会は、「四国横断自動車道 斜面对策技術検討委員会」（以下、「委員会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 委員会は、四国横断自動車道（阿南～徳島東）のうち、徳島市大原地区でトンネルや大規模な山の切土の工事を計画している区間にて検討を進めている斜面对策について、より安全・安心な道路構造とするため、地形・地質状況及び周辺状況等をふまえ、調査内容や対策工法等について検討し必要な助言等を得ることを目的とする。

（業務内容）

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項に関する検討を行うものとする。

- 1) 調査対象地区における調査内容及び評価に関すること
- 2) 工法検討範囲における対策工法に関すること
- 3) その他目的達成に必要な事項に関すること

（委 員 会）

第4条 委員会は、委員及びオブザーバー（以下「構成員」という。）をもって構成する。その定義は以下のとおりとする。

- 1) 委員・・・委員会の目的を遂行するための専門的知見を有し、
公平な立場で内容について検討し必要な助言等を行う者
 - 2) オブザーバー
・・・検討に際し、公平な立場で有益な情報等を提供する者
- 2 委員会の構成員は別表のとおりとする。

（事 務 局）

第5条 委員会の事務局は、四国地方整備局徳島河川国道事務所に置く。

（そ の 他）

第6条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会に諮り定めるものとする。

- 2 本規則の改正については、委員会に諮り定めるものとする。

附則

（施行期日）

この規約は、令和5年 3月 1日から施行する。

この規約は、令和6年 4月25日から施行する。

<別 表>

四国横断自動車道 斜面对策技術検討委員会
構成員

構成員 種別	所 属	役 職	氏 名[敬称略] (ふ り が な)
委員	徳島大学 環境防災研究センター センター長 大学院創成科学研究科理 工学専攻 理工学部理工学科社会基 盤デザインコース	教授	蔣 景彩 (じゃん じんさい)
委員	徳島大学 大学院	准教授	西山 賢一 (にしやま けんいち)
委員	土木研究所 地質・地盤研究グループ	上席研究員	浅井 健一 (あさい けんいち)
委員	四国地方整備局	道路部 道路情報管理官	原田 豊 (はらだ ゆたか)
オブザーバー	徳島県 県土整備部 高規格道路課	高規格道路課長	杉本 孝誠 (すぎもと たかよし)